

# 社会福祉法人研水会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人研水会（以下「法人」という。）の役員等及び法人関係者の報酬及び勤務諸経費等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員をいい、法人関係者とは、顧問（参事・参与等）及び理事長より委嘱された委員等（評議員選任・解任委員，第三者委員，入退所判定員）をいう。

(報酬の支給基準)

第3条 社会福祉法第45条の3第1項及び厚生労働省令に基づき、民間事業者の役員報酬等及び行政執行法人等（独立行政法人通則法第52条第3項の適用を受ける法人）の国家公務員等の給与水準を参酌し、各役員の職務に応じた支給基準（別表1、別表2、別表3、別表4）を設定する。

(役員等及び法人関係者報酬)

第4条 役員・評議員及び法人関係者報酬総額（以下、「役員等報酬総額」という。）は新年度予算の法人事業収入総額（以下、「事業収入」という。）の6%以内とし、これを超えない範囲にて支給されるものとする。

但し、役員等報酬総額の上限を42,000,000円とする。内訳として、理事の報酬総額の上限額を39,900,000円、監事・評議員及び法人関係者の報酬総額の上限額を2,100,000円と定める。尚、事業収入に大幅な変更が生じた場合や役員等の定数および対象役員等の員数に変更があった場合など、必要に応じその額を見直すものとする。

2 評議員の報酬総額は前項の役員等報酬総額に含むものとし、法人の定款第8条（評議員の報酬等）に基づく範囲以内で支給されるものとする。

3 理事長が理事会及び評議員会以外の日においても、法人及び施設の運営のための業務に継続かつ定期的に就業する場合は、理事の報酬総額の範囲内で理事長がこれを決定し理事会の承認を得て報酬を支払うことができるものとする。尚、交通費等の職員賃金規程に規定される諸手当は、別途、支給されないものとする。

(1) 報酬は基本報酬及び業績報酬（別表1）（以下、「基本報酬等」という。）で構成される。なお、賞与の支給はないものとする。但し、第6条に定める報酬受給の方法を選択出来るものとする。

(2) 常勤の理事長が職員を兼務する場合は、職員賃金規程に定める職員給与・賞与の他に理事報酬総額の範囲内で「別表1：基本報酬（）内の額および業績報酬」を支給基準とし、あわせ支払うことができるものとする。

4 理事は、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に継続かつ定期的に就業する場合は、理事報酬総額の範囲内で理事長がこれを決定し理事会の承認を得て報酬を支払うことができるものとする。尚、交通費等の職員賃金規程に規定される諸手当は、別途、支給されないものとする。

(1) 常勤の理事報酬は、基本報酬等（別表 2）で構成される。なお、賞与の支給はないものとする。但し、第 6 条に定める報酬受給の方法を選択出来るものとする。

(2) 常勤の理事が職員を兼務する場合は、職員賃金規程に定める職員給与・賞与の他に理事報酬総額の範囲内で「別表 2：基本報酬（）内の額および業績報酬」を支給基準とし、あわせ支払うことができるものとする。

5 非常勤の役員・評議員及び法人関係者が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表 3 の範囲内において報酬を支払うことができる。尚、隣接する市町村での業務に於いては、原則、交通費等の実費弁償費が含まれるものとする。但し、業務の内容（時間等）により規定する範囲を超える場合や旅費規程が適応する場合は、理事長がこれを判断し決定するものとする。

6 法人の顧問においては別表 3 とは別に顧問契約締結の際にその業務内容・体制等を鑑みてその報酬額および支給方法等を別途理事長が決定することが出来るものとする。

(各会への出席報酬等)

第 5 条 役員等及び法人関係者が各会に出席したときは、別表 4 の範囲内において報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務等を行った場合は、出席報酬とは別に第 4 条の第 5 項に基づき、別表 3 のとおり報酬を支払うことができるものとする。但し、常勤の役員等には支払われないものとする。

(報酬の支払い方法等)

第 6 条 本規程の第 4 条の 3 項及び 4 項の常勤の理事については、毎月 1 日に起算し、当月末日に締め切り、当月 25 日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に指定される金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、報酬の支払額は、原則、源泉所得税額等を控除した額を支払うものとする。

(1) 受給方法の選択

①通常支給

別表 1 または別表 2 の通り

②賞与想定支給（兼務理事は、除く）

基本報酬等×12ヶ月を15分の1＝1ヵ月分として月毎の支給とし、15分の3については職員賞与等の支給月（7月・12月・3月予定）に支払うものとする。

2 前項に含まれない役員等については、原則、その都度現金にて支払うものとする。

尚、報酬の支払額は、原則、源泉所得税額等を控除した額を支払うものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

別表1 理事長報酬基準表

(単位：円)

等級	基本報酬基準月額 ( ) 内職員兼務	業績報酬月額	備考
3	1,380,000 (630,000)	182,500	
2	1,250,000 (500,000)	156,250	
1	1,125,000 (375,000)	125,000	

※業務報酬については、専従理事、兼務理事共に共通の報酬額とする。

別表2 常勤の理事報酬基準表

(単位：円)

等級	基本報酬基準月額 ( ) 内職員兼務	業績報酬月額	備考
3	900,000 (160,000)	100,000	
2	783,750 (115,000)	60,000	
1	657,500 (80,000)	30,000	

※業務報酬については、専従理事、兼務理事共に共通の報酬額とする。

別表3 非常勤役員等及び法人関係者の業務報酬基準表

(単位：円)

名 称	報酬 (範囲)	備考
役員等及び法人関係者業務報酬等 業務範囲：4時間未満	12,480	※現物報酬 含む
役員等及び法人関係者業務報酬等 業務範囲：4時間以上	26,630	※現物報酬 含む

※実費弁償費（交通費等）の支給については、原則、含むものとする。但し、第4条第5項に基づき、旅費規程により支払われ場合がある。

別表4 非常勤役員等及び法人関係者の出席報酬基準表

(単位：円)

名 称	報酬 (上限)	備考
役員出席報酬等	12,480	
評議員出席報酬等	12,480	
評議員選任・解任委員出席報酬等	12,480	
第三者委員出席報酬等	8,150	
入退所判定委員出席報酬等	5,340	
顧問出席報酬	12,480	

※①実費弁償費（交通費等）の支給については、原則、含むものとする。但し、第4条第5項に基づき、旅費規程により支払われ場合がある。